

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

改正後		改正前									
別表第4（第19条関係）		別表第4（第19条関係）									
項目	技術基準細則	項目	技術基準細則								
道路の整備	条例別表第4道路の整備の項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 （1）道路の両側（開発区域が道路の片側のみに接する場合は、その接する側のみ）には側溝を設け、流末への接続については、関係機関と協議しなければならない。 （2）側溝は、L形側溝又は長尺U形側溝を標準とし、蓋を掛け、必要に応じて集水ますを設置するものとする。 （3）帰属道路については、必要に応じて横断側溝を設置するものとする。また、未帰属道路については、構造上必要と認められる場合には、公道との接続部の開発区域側に横断側溝を設置するものとする。 （4）道路の組成は、帰属道路については次の基準のとおりとし、未帰属道路についても同様の基準により整備するよう努めるものとする。 <table><tr><td>車道部の幅員</td><td>断面の組成厚</td></tr><tr><td>4.2メートル</td><td>表層（再生密粒度アスコン）</td></tr></table>	車道部の幅員	断面の組成厚	4.2メートル	表層（再生密粒度アスコン）	道路の整備	条例別表第4道路の整備の項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 （1）道路の両側（開発区域が道路の片側のみに接する場合は、その接する側のみ）には側溝を設け、流末への接続については、関係機関と協議しなければならない。 （2）側溝は、L形側溝又は長尺U形側溝を標準とし、蓋を掛け、必要に応じて集水ますを設置するものとする。 （3）帰属道路については、必要に応じて横断側溝を設置するものとする。また、未帰属道路については、構造上必要と認められる場合には、公道との接続部の開発区域側に横断側溝を設置するものとする。 （4）道路の組成は、帰属道路については次の基準のとおりとし、未帰属道路についても同様の基準により整備するよう努めるものとする。 <table><tr><td>車道部の幅員</td><td>断面の組成厚</td></tr><tr><td>4.2メートル</td><td>表層（再生密粒度アスコン）</td></tr></table>	車道部の幅員	断面の組成厚	4.2メートル	表層（再生密粒度アスコン）
車道部の幅員	断面の組成厚										
4.2メートル	表層（再生密粒度アスコン）										
車道部の幅員	断面の組成厚										
4.2メートル	表層（再生密粒度アスコン）										

	ルまで	5センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 15センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 20センチメートル 遮断層（再生砂） 20センチメートル			ルまで	5センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 15センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 20センチメートル 遮断層（再生砂） 20センチメートル	
	4.2メートル超6メートルまで	表層（再生密粒度アスコン） 4センチメートル 基層（再生粗粒度アスコン） 6センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 15センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 20センチメートル 遮断層（再生砂） 20センチメートル			4.2メートル超6メートルまで	表層（再生密粒度アスコン） 4センチメートル 基層（再生粗粒度アスコン） 6センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 15センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 20センチメートル 遮断層（再生砂） 20センチメートル	
	6メートル超	表層（再生密粒度アスコン） 4センチメートル 基層（再生粗粒度アスコン） 6センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 30センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 20センチメートル 遮断層（再生砂） 20センチメートル			6メートル超	表層（再生密粒度アスコン） 4センチメートル 基層（再生粗粒度アスコン） 6センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 30センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 20センチメートル 遮断層（再生砂） 20センチメートル	

	<table><tr><th>歩道部の種別</th><th>断面の組成厚</th></tr><tr><td>一般部</td><td>表層（透水性アスコン） 4センチメートル 上層路盤（再生切込碎石） 10センチメートル 遮断層（再生砂） 5センチメートル</td></tr><tr><td>出入口部</td><td>表層（再生密粒度アスコン） 5センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 20センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 20センチメートル</td></tr></table> （５）電柱等は、道路内に設置しないよう努めなければならない。	歩道部の種別	断面の組成厚	一般部	表層（透水性アスコン） 4センチメートル 上層路盤（再生切込碎石） 10センチメートル 遮断層（再生砂） 5センチメートル	出入口部	表層（再生密粒度アスコン） 5センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 20センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 20センチメートル	
歩道部の種別	断面の組成厚							
一般部	表層（透水性アスコン） 4センチメートル 上層路盤（再生切込碎石） 10センチメートル 遮断層（再生砂） 5センチメートル							
出入口部	表層（再生密粒度アスコン） 5センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 20センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 20センチメートル							
下水道の整備	条例別表第4 下水道の整備の項に係る技術基準細則は、次のとおりとする。 （１）下水道の本管の布設の基準 ア 管径 （ア）汚水管 内径200ミリメートル以上（流速は毎秒0.6メートル以上3メートル以下） （イ）雨水管 内径250ミリメートル以上（流速は毎秒0.8メートル以上3メートル以下）							

	<table><tr><th>歩道部の種別</th><th>断面の組成厚</th></tr><tr><td>一般部</td><td>表層（透水性アスコン） 4センチメートル 上層路盤（再生切込碎石） 10センチメートル 遮断層（再生砂） 5センチメートル</td></tr><tr><td>出入口部</td><td>表層（再生密粒度アスコン） 5センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 20センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 20センチメートル</td></tr></table> （５）電柱等は、道路内に設置しないよう努めなければならない。	歩道部の種別	断面の組成厚	一般部	表層（透水性アスコン） 4センチメートル 上層路盤（再生切込碎石） 10センチメートル 遮断層（再生砂） 5センチメートル	出入口部	表層（再生密粒度アスコン） 5センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 20センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 20センチメートル	
歩道部の種別	断面の組成厚							
一般部	表層（透水性アスコン） 4センチメートル 上層路盤（再生切込碎石） 10センチメートル 遮断層（再生砂） 5センチメートル							
出入口部	表層（再生密粒度アスコン） 5センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 20センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 20センチメートル							
下水道の整備	条例別表第4 下水道の整備については、次に掲げるとおりとする。 （１）下水道の布設の基準 本管 <table><tr><td>（管径） 汚水管φ200ミリメートル以上 （流速 毎秒0.6メートル以上3メートル以下）</td></tr></table>	（管径） 汚水管φ200ミリメートル以上 （流速 毎秒0.6メートル以上3メートル以下）						
（管径） 汚水管φ200ミリメートル以上 （流速 毎秒0.6メートル以上3メートル以下）								

	<u>イ 管渠^{きょ}口径別の人孔の最大の間隔</u> <u>(ア) 口径600ミリメートル以下 75メートル</u> <u>(イ) 口径600ミリメートルを超え、1,000ミリメートル以下 100メートル</u> <u>(ウ) 口径1,000ミリメートルを超え、1,500ミリメートル以下 150メートル</u> <u>(エ) 口径1,500ミリメートル超 200メートル</u> <u>ウ 管種 硬質塩化ビニル管、鉄筋コンクリート管、強化プラスチック複合管等</u> <u>エ 土かぶり 85センチメートル以上</u> <u>オ 人孔</u> <u>(ア) 人孔の径の大きさは、原則として、公道に設置する場合は1号人孔以上とし、私道に設置する場合は0号人孔以上とする。</u> <u>(イ) 人孔の蓋は、公道に設置する場合は市章のあるものとし、私道に設置する場合は市章のないものとする。</u> <u>(ウ) 人孔深が2メートル以上となる場合は、人孔に設置する蓋にロック付き転落防止用はしごを設置しなければならない。</u> <u>(2) 下水道の汚水取付管の布設の基準</u> <u>ア 管径 内径125ミリメートル以上</u> <u>イ 管種 硬質塩化ビニル管、鉄筋コンクリート管、強化プラスチック複合管等</u> <u>ウ 土かぶり 80センチメートル以上</u> <u>エ 勾配 100分の1.7以上</u>			<u>雨水管φ250ミリメートル以上</u> <u>(流速 毎秒0.8メートル以上3メートル以下)</u> <u>(各口径別マンホール最大の間隔)</u> <u>口径600ミリメートル以下 75メートル</u> <u>口径1,000ミリメートル以下 100メートル</u> <u>口径1,500ミリメートル以下 150メートル</u> <u>口径1,650ミリメートル以上 200メートル</u> <u>(材質)</u> <u>硬質塩化ビニル管</u> <u>(土かぶり)</u> <u>85センチメートル以上</u> <u>(人孔)</u> <u>1 公道に設置する場合は、1号人孔以上で蓋は市章のあるものとし、私道に設置する場合は、0号人孔以上で蓋は市章のないものとする。</u> <u>2 深さ2メートル以上の人孔及び雨水本管が合流する人孔に設置する蓋には、口環ロック付き転落防止用はしごを設置しなければならない。</u> <u>汚水取付管</u> <u>(管径)</u> <u>φ125ミリメートル以上</u> <u>(材質)</u>	
--	---	--	--	---	--

	オ 公共ます <u>(ア) 道路との境界から民地側に50センチメートル以内に設置するものとする。</u> <u>(イ) 蓋は、市章のあるものとする。</u> <u>(ウ) 車両が通過する場所その他荷重がかかる場所に設置する場合は、防護措置を講じなければならない。</u> カ 取り出し方法 <u>(ア) 90度支管（取付管止水可とう継手）から直管又は曲管で取り出すものとする。</u> <u>(イ) 最上流部の取付管については、起点人孔への接続を認めるものとする。</u> 2 <u>開発事業等に伴って管渠の容量が不足するおそれがある場合又は開発区域に接続できる管渠が布設されていない場合は、管渠の布設替え又は新設をするものとする。</u>	硬質塩化ビニル管 <u>(土かぶり)</u> <u>80センチメートル以上</u> <u>(勾配)</u> <u>100分の1.7以上</u> <u>(公共ます)</u> <u>官民境界から民地側に50センチメートル以内で設置し、蓋は市章のあるものとする。</u> <u>(取り出し方法)</u> <u>90度支管（取付管止水可とう継手）から直管又は曲管にて取り出し、最上流の取付管は人孔に接続すること。</u>
雨水流出抑制対策	1 条例別表第4 雨水流出抑制対策は、貯留施設又は浸透トレンチにより行うものとし、その設置基準は次のとおりとする。 (1) 貯留施設の設置の基準 ア 容量は、次に定めるとおりとする。 (ア) 開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合 1ヘクタール当たり500立方メートル	(2) 開発事業等に伴って管渠に容量の不足を生じるおそれがある場合又は開発区域に接続できる管渠が布設されていない場合は、管渠の布設替え又は新設をするものとする。 雨水流出抑制対策 1 条例別表第4 雨水流出抑制対策については、貯留施設又は浸透トレンチにより行うものとする。ただし、開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合は、貯留施設によらなければならない。 (1) 貯留施設の設置の基準 ア 容量は、次に定めるとおりとする。 (ア) 開発区域の面積が1ヘクタール未満の

(イ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合 1ヘクタール当たり950立方メートル イ 貯留施設からの放流量は、1ヘクタール当たり毎秒0.05立方メートルを最大とし、接続先の本管の流下能力に応じて決定すること。 ウ <u>放流断面（オリフィス）の算定に関しては、放流量の算定式により断面積を算定しなければならない。</u>この場合において、流出係数は0.6とする。 (2) 浸透トレンチの設置の基準 ア 浸透量は、1ヘクタール当たり500立方メートルとする。 イ 長さの算定は、<u>次表</u>に定めるとおりとする。 ウ 浸透に適さない区域においては、貯留施設を設置しなければならない。 <u>2 条例別表第4雨水流出抑制対策の項の1のただし書の開発区域内の土地の状況等により、その設置の必要がないと市長が認めるときとは、次に掲げる区域で開発事業等を行うときとする。</u> (1) <u>本町一丁目土地区画整理事業の区域</u> (2) <u>広沢土地区画整理事業の区域（別に定める一部の区域を除く。）</u> (3) <u>向山土地区画整理事業の区域</u> (4) <u>越戸土地区画整理事業の区域</u>	場合 1ヘクタール当たり500立方メートル (イ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合 1ヘクタール当たり950立方メートル イ 貯留施設からの放流量は、1ヘクタール当たり毎秒0.05立方メートルを最大とし、接続先の本管の流下能力に応じて決定すること。 ウ <u>放流断面積は、オリフィス式により算定しなければならない。</u>この場合において、流出係数は0.6とする。 (2) 浸透トレンチの設置の基準 ア 浸透量は、1ヘクタール当たり500立方メートルとする。 イ 長さの算定は、<u>別表第5</u>に定めるとおりとする。 ウ 浸透に適さない区域においては、貯留施設を設置しなければならない。 <u>2 条例別表第4雨水流出抑制対策の項ただし書の必要がないと市長が認めるときとは、次に掲げるものとする。</u> (1) <u>本町一丁目土地区画整理事業の区域</u> (2) <u>広沢土地区画整理事業の区域（一部を除く。）</u> (3) <u>向山土地区画整理事業の区域</u> (4) <u>越戸土地区画整理事業の区域</u>
--	--

	(5) 谷津地開発事業の区域 (6) その他既に雨水流出抑制対策が行われており、現在においても雨水流出抑制対策の効果が十分に認められる区域 3 開発区域内の舗装については、浸透機能を有するものになるよう努めるものとする。		
公園等の整備	1 条例別表第4公園等の整備の項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 公園等の敷地の外周の基準は次のとおりとする。 ア 少なくとも1辺は、公道に接するようにすること。 イ 外周のうち任意の2辺以上が有効幅員4メートル以上の道路に接するように努めること。ただし、公園等の規模を考慮し、2辺以上の道路に接することが困難な場合は、長辺となる1辺が公道に接するようにすること。 ウ フェンス又は生け垣を設置すること。この場合において、当該フェンス又は生け垣のうち出入口を除く道路に面する部分は、隙間から利用者が容易に通り返ることができない構造とし、その高さは乗り越え又は転落を防止するため、足がかりから110センチメートルの高さとするを標準とする。 エ 土砂等の流出のおそれがある場所については、土留めブロック等を地盤高から5センチメートル程度の高さで設置すること。	公園等の整備	条例別表第4公園等の整備の項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 公園等の位置は、斜面地及びその隣接地を避け、利用しやすく安全な場所とし、また、日照が良好で、3：2程度の方形の平たん地とするよう努めること。 (2) 出入口は、幅2.5メートル以上で、すりつけ勾配を8パーセント以下とし、道路に接して設置し、脱着式鍵付きの車止めを設置すること。 (3) 公園等の外周には、フェンス又は生け垣を設置し、また、土砂等の流出のおそれがある場所については、土留めブロック等を地盤高より5センチメートル程度の高さで設置すること。 (4) 公園等内は、植栽地を除き、真砂土舗装、ダスト舗装又はインターロッキング舗装を標準とすること。 (5) 植栽は、道路からの見通し、隣接する住宅等に配慮して行うこと。 (6) ベンチを2基以上設置すること。ただし、公園等の規模、周辺の環境等を考慮し、設置の必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(2) <u>公園等の位置形状は、日照が良好で、利用しやすく安全な場所とし、かつ、3：2程度の方形の平坦地で、斜面地及びその隣地を避けるよう努めること。</u> (3) <u>公園等の出入口の基準は次のとおりとする。</u> ア <u>避難経路を確保するため2辺に2か所以上設け、少なくとも1か所の出入口は、高齢者、障害者等の利用及び公園等の管理用車両の出入りができる形態及び構造とし、4メートル以上の有効幅員を確保すること。</u> イ <u>着脱式鍵付きステンレス製の車止めを2列に設置すること。</u> ウ <u>段差は、道路と接する部分で2センチメートル以下とし、すりつけ勾配は5パーセント以下で、路面は滑りにくい構造とすること。</u> エ <u>出入口の1辺を通路で確保する場合は、4メートル以上の有効幅員を確保すること。この場合において、当該通路は公園の面積に算入しない。</u> オ <u>歩道のない自動車交通量の多い主要道路に面して設置することは避けること。ただし、公園等の規模、周辺の環境等を考慮し、やむを得ず公園等の出入口を歩道のない自動車交通量の多い主要道路に面して設置する場合は、利用者が直接道路に出ることがないように歩行者の滞留の用に供する広場を設ける等利用者の安全に配</u>	<u>い。</u> (7) <u>遊戯施設は、2基以上設置し、安全性に配慮すること。ただし、公園等の種別、規模等を考慮し、設置の必要がないと認められる場合は、この限りでない。</u> (8) <u>水飲み、手洗い施設は、車椅子の利用者に配慮した構造とし、また、手洗いはプッシュ式を設置すること。ただし、周辺の環境等を考慮し、設置の必要がないと認められる場合は、この限りでない。</u> (9) <u>100ワット以上の公園灯を1基以上設置すること。ただし、公園等の規模、周辺の環境、夜間の利用の形態等を考慮し、設置の必要がないと認められる場合は、この限りでない。</u> (10) <u>排水施設は、公園等内の雨水を支障なく排水できるように設置し、また、出入口部分には、グレーチング側溝及びます等を設置すること。</u> (11) <u>園名板及び利用注意板を設置すること。</u> (12) <u>公園等を設置する際には、市に公園等の図面、写真等を添付した台帳を提出すること。</u> <u>備考</u> 1 <u>自主管理とする公園等については、公園等の整備の基準に準じて整備するよう努めるものとする。</u> 2 <u>条例別表第4公園等の整備の項第1号の開発区域の周辺とは、都市公園（面積が0.1ヘク</u>
--	--

<u>慮すること。</u> <u>カ 排水設備としてグレーチング側溝及びますを設置し、管渠は、公園等から公設の下水道管へ直接つなげること。</u> <u>(4) 敷地は、良質な土壌で整地すること。</u> <u>(5) 広場の設置基準は次のとおりとする。</u> <u>ア 真砂土舗装、ダスト舗装等の表面処理を行った滑りにくい構造とすること。</u> <u>イ 休息、遊戯、運動等の利用目的に応じた規模及び形状を確保するように配置すること。</u> <u>(6) 植栽の設置基準は次のとおりとする。</u> <u>ア 道路からの見通し、隣接する住宅等に配慮し、落葉及び成木時の枝が公園等の敷地の外に越境しないように配植すること。</u> <u>イ 植栽する樹種は、埼玉県産の在来種を選定するように努めること。</u> <u>(7) 健康又は体力の保持増進等を目的とした建築物以外の工作物（以下「健康器具系施設」という。）のうち、ベンチとしての機能を有するもの（以下「ベンチ型健康器具系施設」という。）又はベンチの設置基準は次のとおりとする。</u> <u>ア ベンチ型健康器具系施設又はベンチを2基以上設置すること。ただし、公園等の規模、周辺の環境等を考慮し、設置の必要性がないと市長が認める場合は、この限りでない。</u> <u>イ ベンチ型健康器具系施設を積極的に採用す</u>	<u>タール以上のものをいう。）から、水平距離で250メートル以内とする。</u>
---	--

	<u>るように努めること。</u> <u>ウ 腐食がしにくい材質を使用すること。</u> <u>エ 安全性に配慮し、安全距離が確保できる位置に設置すること。</u> <u>(8) 遊具及び健康器具系施設の設置基準は次のとおりとする。</u> <u>ア 遊具又は健康器具系施設を合わせて2基以上（(7)で設置するベンチ型健康器具系施設の数を除く。）設置すること。ただし、公園等の規模、周辺の環境等を考慮し、設置の必要性がないと市長が認める場合は、この限りでない。</u> <u>イ 健康器具系施設を積極的に採用するように努めること。</u> <u>ウ 腐食しにくい材質を使用すること。</u> <u>エ 安全性に配慮し、安全距離が確保できる位置に設置すること。</u> <u>(9) 水飲み場及び手洗い場の設置基準は次のとおりとする。</u> <u>ア 1基以上設置すること。ただし、周辺の環境等を考慮し、設置の必要性がないと市長が認める場合は、この限りでない。</u> <u>イ 車椅子の利用者が使用可能な構造とすること。</u> <u>ウ 手洗い場は押しボタンにより給水ができるものを設置すること。</u> <u>エ 使用する水道管は、公設の水道管から公園</u>		
--	--	--	--

<u>等に直接引込みをすること。</u> <u>(10) 公園灯の設置基準は次のとおりとする。</u> <u>ア 公園等内の園路、広場その他必要な場所には、水銀灯100ワット相当以上の明るさがある省電力の公園灯を1基以上設置すること。ただし、公園等の規模、周辺の環境、夜間の利用の形態等を考慮し、設置の必要性がないと認められる場合は、この限りでない。</u> <u>イ 公園等の敷地全体を見通せる明るさとして必要な、クラスB+の照度基準及び3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。</u> <u>ウ 点灯は、自動点滅器により行うこと。</u> <u>エ 配線は、地中電線路とすること。</u> <u>(11) 排水施設は、敷地内の雨水等の地表水及び汚水を支障なく排水できるように排水設備を設置し、維持管理上支障のない規格構造とすること。</u> <u>(12) 園名板及び制札板を設置すること。</u> <u>(13) 市が指定する境界石標又は境界^{びょう}鋌を公園敷地内に設置すること。</u> <u>(14) 市に公園等を提供する際には、都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条第1項に基づく都市公園の台帳に準じた台帳を提出すること。</u> <u>(15) 公園等内及び公園等の敷地に接する場所にごみ集積所を設けてはならない。</u> <u>2 自主管理とする公園等の整備については、公</u>	
---	--

	<u>園等の整備の基準に準じて行うように努めるものとする。</u> 3 <u>条例別表第4 公園等の整備の項の規則で定める規模の都市公園とは、次に掲げるものとする。</u> (1) <u>街区公園（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第1号の都市公園をいう。以下同じ。）</u> (2) <u>近隣公園（都市公園法施行令第2条第1項第2号の都市公園をいう。以下同じ。）</u> (3) <u>地区公園（都市公園法施行令第2条第1項第3号の都市公園をいう。以下同じ。）</u> 4 <u>条例別表第4 公園等の整備の項開発区域の周辺とは、次の（1）から（3）までに掲げるものに 応じ、当該（1）から（3）までに掲げる範囲とする。</u> (1) <u>街区公園及び児童遊園地 開発区域から水平距離で250メートル以内</u> (2) <u>近隣公園 開発区域から水平距離で0.5キロメートル以内</u> (3) <u>地区公園 開発区域から水平距離で1.0キロメートル以内</u>	
緑化施設の整備	<u>開発区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満の場合における緑化施設の整備の基準は、次に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>開発区域の道路境界側を優先的に緑化するように努めること。</u>	緑化施設の整備 <u>条例別表第4 緑化施設の整備の項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u> 1 <u>開発区域の道路側に優先的に樹木又は生け垣を配置し、沿道の緑化に努めるものとする。</u> 2 <u>植栽は、地上部においての樹木の植栽とし、</u>

(2) 地上部においての樹木の植栽とし、10平方メートル当たり高木（植栽時の樹高が2メートル以上であり、かつ、成木時の樹高が3.5メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）を1本以上又は低木（植栽時の樹高が0.3メートル以上である高木以外の樹木をいう。以下同じ。）を20本以上とすること。 (3) 土地利用の状況により樹木の植栽が困難であると市長が認める場合で、自動車駐車場及び自転車等駐車場に芝生保護材を使用した芝その他の地被植物を標準とした緑化を行ったときは、当該自動車駐車場及び自転車等駐車場の面積に0.9を乗じて得た値を緑化施設の面積（以下「緑化面積」という。）に算入すること。 (4) 近隣商業地域又は商業地域内において住居系の開発事業を行う場合で、土地利用の状況により緑化施設の確保が困難であると市長が認めるときは、次のアからエまでに掲げる緑化の整備の状況に応じ、当該アからエまでに掲げる面積を緑化面積に算入すること。 ア 高木、低木、芝その他の地被植物による屋上緑化 植栽する面積に0.7を乗じて得た値 イ つる植物を標準とした壁面緑化 (ア) 壁面緑化を補助する資材（以下「補助資材」という。）が整備されている場合 補助資材で覆われている面積に0.9を乗じて得た値	10平方メートル当たり高木を1本以上又は低木を20本以上とすることを標準とする。 3 近隣商業地域又は商業地域内において、住居系の開発事業を行う場合で、地上部への緑化施設の設置が困難な場合又は土地利用の状況により緑化施設の確保が困難であると市長が認める場合は、次に掲げるものを緑化施設とみなして、その面積に算入することができるものとする。ただし、これらの施設については、前項の適用はしない。 (1) 屋上緑化 高木、低木、芝その他の地被植物、こけ類又は多肉植物類を標準とし、緑化面積の算定は、植栽する面積に0.7を乗じて得た値とする。 (2) 壁面緑化 つる植物を標準とし、緑化面積の算定は、補助資材が整備されている場合は、補助資材で覆われている面積に0.9を乗じて得た値とし、補助資材が整備されていない場合は、外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に1メートルを乗じて得た面積に0.9を乗じて得た値とする。 (3) 自動車駐車場及び自転車等駐車場の緑化 芝生保護材を使用した芝その他の地被植物を標準とし、その緑化面積の算定は、植栽する面積に0.9を乗じて得た値とする。 (4) プランター等による緑化 大型のプランター、コンテナ等を用いて樹木等
--	--

	(イ) 補助資材が整備されていない場合 外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に1メートルを乗じて得た面積に0.9を乗じて得た値 ウ 芝生保護材を使用した芝その他の地被植物による自動車駐車場及び自転車等駐車場の緑化植栽する面積に0.9を乗じて得た値 エ 大型のプランター、コンテナ等を用いて樹木又は生け垣を植栽することによる緑化 植栽する面積 (5) 近隣商業地域又は商業地域内で住居系と非住居系の複合建築物を建築する場合は、建物の用途区分の面積に応じて緑化面積を算定すること。 (6) 開発区域内に既存の樹木又は生け垣がある場合は、可能な限り保全すること。 (7) 開発区域内に既存の樹木又は生け垣がある場合は、当該既存の樹木又は生け垣の部分を占める面積を緑化面積に算入すること。 (8) 樹木等が良好に育成できるよう、日照等の育成条件、樹木等の特性等を考慮して配置すること。 (9) 緑化施設内に受水槽、空調施設、受電設備等を設置する場合は、当該部分を占める面積は緑化面積に算入しないこと。		を植栽するものとし、緑化面積の算定は、植栽面積とする。 4 近隣商業地域又は商業地域内で住居系と非住居系の複合建築物を建築する場合は、建物の用途区分の面積に応じて算定するものとする。 5 開発区域内に既存樹木等がある場合は、可能な限り保全するものとする。 6 日照等の育成条件、樹木等の特性等を考慮し、樹木等が良好に育成できるように配置すること。 7 緑化施設内に受水槽、空調施設、受電設備等を設置する場合は、当該施設の部分を緑化面積から控除するものとする。 備考 高木とは、成木時の樹高が3.5メートル以上の木（植栽時に2メートル以上であるものをいう。）をいい、低木とは、高木以外の樹木をいう。
清掃施設の整備	条例別表第4 清掃施設の整備の項に規定する設置場所及び構造は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。	清掃施設の整備	条例別表第4 清掃施設の整備の項に規定する設置場所及び構造は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 設置場所 ア 袋路状でない道路に接していること。 イ 収集車にごみを直接積み込むことができる場所であること。ただし、次に掲げる場所を除く。 (ア) 収集車が、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する駐停車禁止区域に停車しなければ直接積み込むことができない場所 (イ) 車道と歩道が縁石等で分離され、直接積み込むことが困難な場所 ウ 交通量が多い道路又は道幅が狭く車両の擦れ違いが困難な道路に接した場所でないこと。 エ <u>戸数が100以上の共同住宅にあっては、当該共同住宅の敷地内で収集作業を行うことができ、かつ、収集車が通り抜け又は転回ができる場所であること。</u> オ <u>その他の住宅において、ごみ集積所の設置数が2か所以上となる場合には、当該ごみ集積所を利用する者の利便性を考慮して設置するよう努めること。</u> (2) 構造 ア 共同住宅（戸数が15未満のものにあっては、イによることができる。） (ア) 床は、土間コンクリート打ち等とし、洗浄のための排水設備を設けること。 (イ) 周囲を壁等で囲い、屋根及び扉を取り付けること。	(1) 設置場所 ア 袋路状でない道路に接していること。 イ 収集車にごみを直接積み込むことができる場所であること。ただし、次に掲げる場所を除く。 (ア) 収集車が、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する駐停車禁止区域に停車しなければ直接積み込むことができない場所 (イ) 車道と歩道が縁石等で分離され、直接積み込むことが困難な場所 ウ 交通量が多い道路又は道幅が狭く車両の擦れ違いが困難な道路に接した場所でないこと。 エ <u>戸数が100以上の共同住宅にあっては、敷地内で収集作業を行うことができ、かつ、収集車が通り抜け又は転回ができる場所であること。</u> (2) 構造 ア 共同住宅（戸数が15未満のものにあっては、イによることができる。） (ア) 床は、土間コンクリート打ち等とし、洗浄のための排水設備を設けること。 (イ) 周囲を壁等で囲い、屋根及び扉を取り付けること。 (ウ) 屋根は、前部に張り出さないようにすること。 (エ) 扉は、引き戸式とし、開口部が、幅1.5メートル以上、高さ2メートル以上であること。
--	--

	(ウ) 屋根は、前部に張り出さないようにすること。 (エ) 扉は、引き戸式とし、開口部が、幅1.5メートル以上、高さ2メートル以上であること。 (オ) ごみ集積所内の高さ0.9メートルの位置に、奥行き0.6メートルの棚を設けること。 (カ) 臭気が内部に滞留しないよう、排気設備等を設けること。 イ その他の住宅 (ア) 床は、土間コンクリート打ち等とし、排水のために勾配をつけること。 (イ) 3面を高さ1メートル以上のブロック等で囲み、1面が開口していること。 (ウ) 開口部が2メートル以上、奥行きが1メートル以上であること。
(略)	

	(オ) ごみ集積所内の高さ0.9メートルの位置に、奥行き0.6メートルの棚を設けること。 (カ) 臭気が内部に滞留しないよう、排気設備等を設けること。 イ その他の住宅 (ア) 床は、土間コンクリート打ち等とし、排水のために勾配をつけること。 (イ) 3面を高さ1メートル以上のブロック等で囲み、1面が開口していること。 (ウ) 開口部が2メートル以上、奥行きが1メートル以上であること。
(略)	